

議案第35号

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、葛飾区長等が保有する特定個人情報の利用の制限について定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改める。

第1条中「平成15年法律第57号）」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）」を加える。

第2条中「（第1号に掲げる個人情報については、第6章の2を除く。）」を削り、同条第1号中「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」を削り、同条第2号中「文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により、当該執行機関が保有している個人情報」を「個人情報であって、当該執行機関の職員が組織的に利用するものとして、当該執行機関が保有しているもの」に改め、同条第5号中「及び葛飾区農業委員会」を「、葛飾区農業委員会及び葛飾区議会」に改め、同条に次の4号を加える。

① 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

② 保有特定個人情報 執行機関の職員が職務上作成し、又は収集した特定個人情報であって、当該執行機関の職員が組織的に利用するものとして、当該執行機関が保有し

ているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(13) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(14) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定による記録に記録された保有特定個人情報をいう。

第6条第1項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「以下「本人等」という」を「本人が未成年者若しくは成年被後見人の場合の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。)(以下「本人等」と総称する)」に改め、同条第3項第7号中「文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録により、指定管理者」を「個人情報であって、当該管理業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者」に改める。

第7条中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第10条第2項中「超えて」を「超えた」に、「目的外利用」という。)を「目的外利用」という。)を」に改め、「ものに」の次に「対する」を加え、「外部提供」という。)を「外部提供」という。)を」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、番号法第19条第7号の規定に該当することにより保有特定個人情報の外部提供をする場合」を加え、同項第4号中「提供先の」を「新たな利用目的又は提供先における」に改める。

第16条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用の制限)」を付し、同条第1項中「を目的外利用する場合は」を「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の目的外利用をする場合は」に改め、同項ただし書中「を目的外利用する」を「の目的外利用をする」に改め、同条第2項第1号及び第4号中「目的外利用する」を「目的外利用をする」に改め、同条第3項中「を目的外利用する」を「の目的外利用をする」に改め、同条第4項中「を目的外利用した」を「の目的外利用をした」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第16条の2 執行機関は、保有特定個人情報の目的外利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の目的外利用をすることができる。ただし、保有特定個人情報の目的外利用をすることによって、

本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 執行機関は、前項の規定により保有特定個人情報の目的外利用をしたときは、保護委員会に報告し、保護委員会が特に必要がないと認めた場合を除き、その事実を本人に通知しなければならない。

第17条第1項中「を外部提供する」を「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の外部提供をする」に改め、同条第3項中「を外部提供する」を「の外部提供をする」に改める。

第17条の2第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を加える。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 閲覧、訂正及び利用停止の請求等

第20条第3項第3号中「関する情報（）」を「係る保有個人情報（）」に改める。

第20条の2第2項中「の情報（）」を「に規定する保有個人情報（）」に、「当該情報」を「当該保有個人情報」に、「同号の情報」を「同号に規定する保有個人情報」に改める。

第21条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「よる訂正等の」を「よる」に、「当該訂正等の請求」を「当該請求」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「区民から保有個人情報の訂正等の」を削り、「当該区民」を「訂正等の請求者」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正等の請求をすることができる。

第21条の2を次のように改める。

（訂正等の通知）

第21条の2 執行機関は、前条第4項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該執行機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第21条の2の次に次の1条を加える。

(利用停止の請求等)

第21条の3 区民は、自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する執行機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該措置について、法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

- ① 第5条の規定に違反して収集され、又は保有されたとき。 当該保有個人情報の消去又は利用の停止
- ② 第6条の規定に違反して収集されたとき。 当該保有個人情報の消去又は利用の停止
- ③ 第7条の規定に違反して収集され、保有され、又は利用されたとき。 当該保有個人情報の消去又は利用の停止
- ④ 第16条の規定に違反して目的外利用をされたとき。 当該保有個人情報の消去又は目的外利用の停止
- ⑤ 第17条の規定に違反して外部提供をされたとき。 当該保有個人情報の外部提供の停止

2 区民は、自己に係る保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有特定個人情報を保有する執行機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該措置について、法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

- ① 第5条の規定に違反して収集され、又は保有されたとき。 当該保有特定個人情報の消去又は利用の停止
- ② 第16条の2の規定に違反して目的外利用をされたとき。 当該保有特定個人情報の消去又は目的外利用の停止
- ③ 番号法第19条の規定に違反して外部提供をされたとき。 当該保有特定個人情報の外部提供の停止
- ④ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保有されたとき。 当該保有特定個人情報の消去又は利用の停止
- ⑤ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されたとき。 当該特定個人情報ファイルの消去又は利用の停止

- 3 代理人は、本人に代わって前2項の措置（以下「利用停止」という。）の請求をすることができる。
- 4 執行機関は、利用停止の請求があった場合において、当該請求に理由があると認めるときは、当該執行機関における保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 5 執行機関は、利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき又はしないときは、その旨の決定をし、当該請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第27条の2中「（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。